

令和 7 年 度

兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

兵庫県教育委員会

目 次

第1 入学者選抜の基本方針	p 1
第2 入学者選抜の日程	p 3
第3 調査書・学年学習評定一覧表等	p 5
第4 学力検査実施要領（多部制については第7による）	p 7
1 志願者の取扱い	p 7
2 学力検査の実施	p 13
3 複数志願選抜	p 15
第5 特色選抜実施要領	p 21
第6 推薦入学等実施要領	p 25
1 専門教育を主とする学科等における推薦入学	p 25
2 普通科コースにおける推薦入学	p 31
3 普通科単位制（全日制）における推薦入学	p 36
4 総合学科における推薦入学	p 40
5 中高一貫教育における連携型入学者選抜	p 44
6 帰国生徒にかかわる推薦入学	p 48
7 外国人生徒にかかわる特別枠選抜	p 50
第7 多部制における入学者選抜実施要領	p 54
1 I 期試験	p 55
2 II 期試験 A	p 58
第8 定時制の課程における満20歳以上特例入学者選抜実施要領	p 63
第9 定時制の課程の再募集	p 66
第10 通信制の課程における入学者選抜実施要領	p 68

第11 特別の事情のある者の手続	p 70
1 本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続	p 70
2 県外から本県の公立高等学校全日制の課程を志願する者等の手続	p 70
第12 本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続	p 72
○ 別 表 1	
評定換算表	p 73
別 表 2	
隣接区域（第4304項関係）	p 74
別 表 3	
県外からの入学志願の特例（第11201項関係）	p 74
○ そ の 他	
〔付 1-1〕 第11の1による特別事情について〔県内〕	p 75
〔付 1-2〕 第11の2による特別事情について〔県外〕	p 76
〔付 2〕 書類作成上の一般的注意	p 77
〔付 3〕 学年学習評定一覧表（様式 2）の在籍者等の欄の記入例	p 77
〔付 4〕 入学者選抜に関する問い合わせ先	p 77
〔付 5〕 令和 7 年度兵庫県公立高等学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表 ...	p 78

令和7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

第1 入学者選抜の基本方針

令和7年度に兵庫県公立高等学校（以下「高等学校」という）に入学する者の選抜は、この要綱の定めるところにより、厳正に実施する。

（対象となる高等学校等）

1001 対象となる高等学校等については次のとおりとする。

- (1) 学校
県立及び市立高等学校
- (2) 課程
全日制課程、定時制課程、通信制課程
- (3) 学科
普通教育を主とする学科（コース、単位制による課程を含む）、専門教育を主とする学科及び総合学科

（出願資格）

1002 入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程等（以下「中学校」という）を令和7年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 中学校卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和7年3月に修了する見込みの者を含む）
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年3月に修了する見込みの者を含む）
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者選抜の方法）

1003 入学者選抜の方法については次のとおりとする。

- (1) 入学者選抜は、複数志願選抜又は単独選抜で実施する。
- (2) 単独選抜は、学科ごとに実施する。ただし、専門教育を主とする学科を設置する高等学校においては、複数の学科の募集定員を一括して選抜することができる。この場合の実施校・学科については、別途定める。

（出願手続）

1004 志願者は、複数志願選抜においては、第1志望校1校1学科に出願する。その際、第2志望校を付して出願できる。単独選抜においては、1校1学科に出願する。

なお、志願先の変更については、この要綱で定めるところによる。

（学力検査による入学者選抜）

1005 学力検査による入学者選抜は、全日制普通科（中高一貫教育校を除く）及び総合学科に

については複数志願選抜で実施し、その他については単独選抜で実施する。その際、中学校の校長（当該教育施設の長。以下同じ）から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として選抜を実施する。

（学力検査及び調査書の取扱い）

- 1006 学力検査による入学者選抜においては、学力検査の成績と調査書の学習評定との比重が同等となるようにする。ただし、調査書の特別活動、部活動等の記録において顕著な内容がある場合には、その内容を各高等学校の特色に応じて評価して特別に取り扱うことができる。

（学力検査の内容）

- 1007 学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。以下同じ）」の5教科で実施する。その際、中学校学習指導要領に示されている5教科の目標に則し、基本的事項について出題し、知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力等基礎的な学力についての検査とする。

（面接）

- 1008 調査書の記載事項と関連して、進路に対する意志の確認など受検者に対する理解を一層深める必要がある場合には、面接を実施し、その結果を選抜のための資料に追加することができる。

（再募集）

- 1009 定時制の課程については、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

なお、この場合の実施内容については、要綱で定める。

（学力検査によらない入学者選抜）

- 1010 各高等学校の特色に応じ、学力検査を実施しない入学者の選抜を行うことができる。その際、中学校の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接、要綱に基づいて実施する小論文（作文）等の結果を資料として選抜を実施する。

（推薦入学）

- 1011 全日制の課程のうち、専門教育を主とする学科、総合学科、普通教育を主とする学科の一部に設置する学科並びに普通科の一部に設置するコース及び単位制による課程の一部の学校については、推薦入学による選抜を実施する。その際、中学校の校長から送付された推薦書、調査書その他必要な書類、面接、要綱に基づいて実施する適性検査等の結果を資料として選抜を実施する。

なお、帰国生徒にかかわる推薦入学については、国際に関する学科において実施する。

（定時制の課程における満20歳以上特例入学者選抜）

- 1012 定時制の課程の受検者のうち満20歳以上の希望する者については、面接及び作文による選抜を実施する。

（通信制の課程における入学者選抜）

- 1013 通信制の課程の入学者の選抜は、面接の結果及び調査書その他必要な書類を資料として実施する。

なお、合格者が募集定員に満たない場合には、県教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

第2 入学者選抜の日程

2001 推薦入学・特色選抜・連携型入学者選抜・外国人生徒にかかわる特別枠選抜

- (1) 願書受付 令和7年2月3日(月)、2月4日(火)、
2月5日(水)
※外国人生徒にかかわる特別枠選抜の志願変更 令和7年2月6日(木)、2月7日(金)
- (2) 適性検査、面接等 令和7年2月17日(月)
(一部の学校は2月18日(火)も実施)
- (3) 合格者発表 令和7年2月21日(金)

2002 学力検査

- (1) 願書受付 令和7年2月25日(火)、2月26日(水)、
2月27日(木)
- (2) 志願変更 令和7年2月28日(金)、3月3日(月)、
3月4日(火)
- (3) 学力検査 令和7年3月12日(水)
- (4) 合格者発表 令和7年3月19日(水)

2003 定時制再募集(合格者が募集定員に満たない場合)

- (1) 願書受付 令和7年3月21日(金)、3月24日(月)
- (2) 志願変更 令和7年3月25日(火)
- (3) 学力検査 令和7年3月26日(水)
- (4) 合格者発表 令和7年3月26日(水)から27日(木)まで

2004 多部制入試

- (1) I期試験
 - ・願書受付 令和7年2月3日(月)、2月4日(火)、
2月5日(水)
 - ・入試(面接及び作文) 令和7年2月17日(月)
※志願者数等の状況に応じて18日(火)も実施
 - ・合格者発表 令和7年2月21日(金)
- (2) II期試験A
 - ・願書受付 令和7年2月25日(火)、2月26日(水)、
2月27日(木)
 - ・志願変更 令和7年2月28日(金)、3月3日(月)、
3月4日(火)
 - ・入試(学力検査及び面接) 令和7年3月12日(水)
 - ・合格者発表 令和7年3月19日(水)
- (3) II期試験B
 - ・願書受付、入試(面接及び作文等)、合格者発表
令和7年3月12日(水)以降に実施予定
※II期試験Bは、転・編入学希望者を対象とした試験。詳細は、学校が作成する募集
要項により決定。(令和6年11月から配布予定)

(4) Ⅲ期試験

- ・願書受付、入試(面接及び作文等)、合格者発表

令和7年8月下旬実施予定

※Ⅲ期試験は、中学校既卒者等又は転・編入学希望者を対象とした試験。詳細は、学校が作成する募集要項により決定。

2005 通信制課程

(1) 1次募集

- ・願書受付 令和7年2月13日(木)、2月14日(金)、
2月19日(水)、2月20日(木)、
2月26日(水)
- ・面接日 令和7年3月2日(日)、3月3日(月)

(2) 再募集(合格者が募集定員に満たない場合)

- ・願書受付 令和7年3月13日(木)、3月14日(金)、
3月17日(月)、3月21日(金)
- ・面接日 令和7年3月24日(月)

第3 調査書・学年学習評定一覧表等

（調査書作成委員会の設置）

3001 中学校には、調査書作成委員会を設ける。

3002 調査書作成委員会は、中学校ごとに、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

3003 調査書作成委員会は、調査書（様式1）及び学年学習評定一覧表（様式2）を作成する。

（調査書の作成）

3004 調査書は、「小学校、中学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（令和元年7月2日付け教義第1273号、教特第1153号教育長通知）等に従って作成された生徒指導要録等に基づいて、厳正かつ客観的に記入しなければならない。

なお、特別支援学級において、生徒指導要録を特別支援学校の中学部生徒指導要録に準じて作成している場合には、それに基づいて記入する。ただし、第3学年の学習の記録の評定については、第3006項(2)による。

3005 名前については、外国人の場合、住民基本台帳に記載された名前を記入し、通称名は志願者名の欄の余白に（ ）をつけて記入する。

3006 各教科の学習の記録については、次のとおりとする。

(1) 第1、第2学年の評定は、生徒指導要録に基づき、5～1の5段階とする。

(2) 第3学年の評定は、令和7年1月以降において、第1、第2学期の成績を十分参考にして行う。この場合、生徒全員について、教科ごとに、5段階とする。

(3) 登校する意志があるにもかかわらず、やむを得ない事由により中学校における第3学年の出席日数が40日未満の者についても、上記(2)に基づいて評定を行うことを原則とする。ただし、資料が整わないために上記(2)に基づく評定が困難な場合は、当該生徒の各教科に対する関心・意欲や知識・理解の程度等を勘案して評価の高いものをaとし、以下順にb、c、d、eの記号を用いて5段階の評定を行い、その評定を朱書するとともに、「参考事項」の欄に「a、b、c、d、e評定」と朱書する。

この場合、中学校長からの副申書（様式3）及び中学校長印を押印した本人自筆の自己申告書（様式4）を調査書に添えて提出することとする。

(4) 過年度卒業者については、生徒指導要録に記載した記録を記入する。この場合、第3学年の評定は朱書し、「参考事項」の欄に「○年度卒」と朱書する。

(5) 県外の中学校から出願する者の第3学年の評定は、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて行った評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。

(6) 第3学期に転入したため、その中学校での5段階評定ができない場合は、前の中学校の第2学期末の評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。

また、第3学期になってからの海外からの帰国や施設からの編入学のため、その中学校での5段階評定ができない場合にも、同様に記入する。

(7) 「総合的な学習の時間」における学習の活動及びその成果について顕著なものがあれば、「参考事項」の欄に簡潔に記載する。

(8)「参考事項」の欄には、上記(3)～(7)に関するもののほか、次の事項等で該当するものについて記入する。

ア 中学校生徒指導要録の「各教科の学習の記録」に照らして、「観点別学習状況」の評価等における顕著な事項

イ 成績の変動の特に著しい者についての特記事項

ウ 特に優れている教科についての特記事項

3007 出欠の記録については、次のとおりとする。

(1) 第3学年の出欠の記録は、令和7年1月17日（金）までのものを記入する。

(2) 「欠席の主な理由」の欄には、欠席理由の主なものを記入する。

3008 特別活動の記録等については、次のとおりとする。

(1) 生徒会・学級会の委員経験、学級活動・生徒会活動・学校行事等特別活動、部活動、学校外における活動の成果、ボランティア活動等のうち顕著なものがあれば記入する。

(2) 第4119項(3)の事項に関して、中学校が「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を希望する場合は、その活動の記録、成績、意欲等について具体的に朱書する。

(3) その他調査書の各項目に関して特に参考となることがあれば記入する。

(学年学習評価一覧表の作成)

3009 学年学習評価一覧表は、中学校の第3学年の全員について記入する。特別支援学級から出願する者がある場合には、通常の学級と特別支援学級とに分けてそれぞれ作成する。

また、県外の中学校から出願する場合には、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成した学年学習評価一覧表を提出する。

3010 学習の評価合計の人数分布は、第3学年で5段階評価をした者全員について、それぞれの合計の数ごとの人数を記入する。

第4 学力検査実施要領（多部制については第7による）

1 志願者の取扱い

（実施学科・募集定員等）

- 4101 学力検査を実施する学校・学科は、第6101項表2及び表3の学科及び通信制の課程を除くすべての学校・学科とする。
- 4102 学力検査により入学を許可する者の数は、各高等学校の募集定員から推薦入学又は特色選抜による合格者数を減じた人数とする。ただし、この場合の募集定員には、推薦入学のみ募集する普通科コースは含まない。

（出願資格）

- 4103 入学を志願することのできる者は、令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者とする。
- 4104 全日制の課程を志願する者については、志願先高等学校の通学区域内に保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ）とともに居住している者に限る。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。

（出願手続）

- 4105 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。この場合の取扱いについては次のとおりとする。ただし、複数志願選抜の出願については第4302項及び第4303項による。
- (1) 複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、それらの複数の学科をあわせて1学科として取り扱う。
- (2) 1つの学科を複数の部に分けて選抜する場合は、それぞれの部を1学科として取り扱う。
- 4106 志願者は、異なる課程を併願することはできない。
- 4107 全日制の課程又は定時制の課程の志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、令和7年2月25日（火）から2月27日（木）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、全日制については9:00～16:30（2月27日（木）は9:00～12:00）とし、定時制については14:00～19:00とする（以下、年表示のない日付は令和7年を示す）。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月25日（火）又は2月26日（水））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 過年度卒業者で全日制の課程の学科を志願する場合は、住民票記載事項証明書（様式6）
- (3) 第4104項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要）

(5) 写真票（様式 7）（第 4121 項により求められた場合に限り必要）

(6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

（入学考査料）

4108 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	課程	金額	納入方法
県立高等学校	全日制	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
	定時制	950円	
市立高等学校	全日制	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。
	定時制	尼崎市立 は950円 神戸市立 は300円	

（特別出願）

4109 第 4107 項の出願期間にかかわらず、県外から保護者の転勤等正当な理由によって第 11205 項により本県の公立高等学校志願の許可を受けた者は、3 月 3 日（月）及び 3 月 4 日（火）においても特別に出願することができる（以下、「特別出願」という）。志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（3 月 3 日（月））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として 410 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

なお、定時制の課程にあっては、第 11 の 2 の手続を省略して特別出願ができる。

受付時間は、全日制については 9:00～16:30 とし、定時制については 14:00～19:00 とする。

（志願変更）

4110 志願変更については次のとおりとする。

(1) 全日制の課程又は定時制の課程の志願者は志願変更の期間内に、次のいずれか 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 単独選抜から単独選抜（多部制を含む）への志願変更。

イ 複数志願選抜から単独選抜（多部制を含む）への志願変更。

ウ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更。その場合、第 2 志望校を志願することはできない。

エ 複数志願選抜実施校間の第 2 志望校の志願変更。

(2) 志願変更の手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

ア 志願変更の取扱期間は、2 月 28 日（金）から 3 月 4 日（火）まで（土曜、日曜を除く）とする。受付時間は、全日制については 9:00～16:30（3 月 4 日（火）は 9:00～12:00）、定時制（多部制を除く）については 14:00～19:00、多部制については 11:00～19:00 とする。

イ 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式８のＡ）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第4107項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

ウ 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

エ 志願変更の場合の入学考査料については、第4108項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

（検査場所・日程等）

4111 学力検査は、各高等学校において実施し、志願者は原則として志願先の高等学校において受検する。

4112 学力検査の期日は、３月12日（水）とし、その時間表は、次のとおりとする。ただし、第1008項により実施する面接は、３月13日（木）にも実施できる。

８：３０ ～	集 合
８：４０ ～ ８：５０	注 意
９：１０ ～ １０：００	国 語
１０：２０ ～ １１：１０	数 学
１１：３０ ～ １２：２０	社 会
１３：１０ ～ １４：００	理 科
１４：２０ ～ １５：１０	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点、総配点500点とする。

（中学校長の任務）

4113 中学校長は、次の(1)～(4)の書類を、下表に従って提出する。

書 類		月 日	時 間		提出先
			全日制	定時制	
(1)	第4107項の書類 (入学願書等) ＜郵送可＞	2月25日（火） 2月26日（水） 2月27日（木）	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 12:00	14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
(2)	第4110項の書類 (志願変更願等) ＜郵送不可＞	2月28日（金） 3月3日（月） 3月4日（火）	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 12:00		
(3)	調査書（様式1） ＜郵送可＞	3月5日（水） 3月6日（木）	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30		
(4)	学年学習評定一覧表 (様式2) ＜郵送可＞	3月5日（水） 3月6日（木）	9:00 ～ 16:30 9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00 14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
		3月5日（水） 3月6日（木）	9:00 ～ 17:00 9:00 ～ 17:00		神戸市教委 各教育事務所 高校教育課

※ 第4109項に定める特別出願により出願する場合、(1)の書類の受付期間は、3月3日（月）及び3月4日（火）、受付時間は、全日制については9:00～16:30とし、定時制については14:00～19:00とする。その際、第4107項(4)の入学志願承認書に代えて特別出願許可書を提出する。

4114 前項(1)～(4)の書類は、中学校長が志願先高等学校長に提出する。

前項(4)の書類は、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に提出する。また、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。ただし、通信制の課程及び過年度卒業生のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、前項(4)の書類は、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

前項(3)、(4)の書類を郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

4115 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

なお、「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願（様式9）については、第4107項の提出書類に準じて提出する。

（県教育委員会教育事務所長の任務）

4116 教育事務所長は、各中学校長から提出された学年学習評定一覧表を取りまとめ、3月11日（火）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

なお、神戸市教育長の上記書類に対する取扱いも、これに準じる。

4117 教育事務所長は、第12にかかわる本県教育長の証明等に関する事務を取り扱う。

（高等学校長の任務）

4118 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

4119 高等学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 学科別募集定員（複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、その内容を含む）
- (2) スクール・ポリシー
- (3) 調査書の特別活動、部活動等における顕著な内容を評価して特別に取り扱う場合の内容（「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を実施する高等学校のみ）
- (4) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等
- (5) その他必要な事項

4120 高等学校が前項(3)の事項を募集要項に明示する場合は、その内容が当該高等学校の特色づくりに合致するものであり、かつ、当該生徒が入学後、その特性を更に伸長させることのできる教育計画が準備されているものとする。

なお、高等学校長は、その内容について事前に所管教育委員会と協議しなければならない。

4121 高等学校長が必要と認める場合は、志願者に対して写真の提出を求めることができる。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mmとする。

4122 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。これらの報告の方法については、別途指示する。

4123 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

4124 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあつては、所管教育委員会を通じて協議する。

なお、第4115項の「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願を受理した場合は、障害の程度に応じて適切な措置をとらなければならない。その措置については、別途指示する。

4125 高等学校長は、別途指示する方法に従って3月11日（火）に学力検査問題を受領する。

4126 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定める。

4127 高等学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

(中学校卒業程度認定試験合格者)

4128 第4103項及び第4104項に該当する者のうち、就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に合格した者（以下、「中学校卒業程度認定試験合格者」という）が志願する手続は次のとおりとする。

- (1) 第4107項に示した書類とともに、文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書を直接志願先高等学校長へ提出することとし、第4113項(3)に示す調査書の提出は必要としない。
- (2) 第11201項から第11204項により、志願先高等学校長の入学志願承認を得なければならない。

4129 中学校卒業程度認定試験合格者の受検者に対しては、面接を実施する。

(注意事項)

4130 高等学校長及び中学校長は、高等学校の各設置者の教育委員会が定めた通学区域に関する規則の趣旨に従い、入学願書の受付その他の手続については、特に正確を期さなければならない。

なお、これらの通学区域に関する規則に違反した場合は、高等学校長はその生徒の入学を取り消すものとする。また、高等学校入学後一家転住等で他学区へ移った場合は、転居先学区内の高等学校へ転校の手続を取らせなければならない。

(追検査)

4131 学力検査に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。

4132 追検査の実施期日は、3月26日（水）とする。出願手続等の詳細は、別途定める。

4133 追検査の志願先は、単独選抜実施校への出願者は学力検査で出願した志願先高等学校・学科、複数志願選抜実施校への出願者は、学力検査で出願した第1志望校とし、追検査では第1志望校のみの単独選抜とする。

4134 追検査は、各高等学校において実施し、志願者は志願先の高等学校において受検する。

4135 追検査の時間表は、次のとおりとする。

8：40 ～	集 合
8：50 ～ 9：00	注 意
9：20 ～ 10：10	国 語
10：30 ～ 11：20	数 学
11：40 ～ 12：30	社 会
13：20 ～ 14：10	理 科
14：30 ～ 15：20	英 語

4136 追検査を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

4137 合否判定委員会は、追検査の結果及び調査書等の諸資料を総合して合否の判定を行う。

4138 合格者の発表は、3月27日（木）までとし、その日時は、高等学校長が決定する。また、発表方法は高等学校長が書面にて受検者に通知する。

2 学力検査の実施

（入学者選抜実施本部の設置）

4201 入学者の選抜は、複数志願選抜又は単独選抜で行う。

複数志願選抜については、第4101項から第4218項のほか、第4301項から第4334項による。

4202 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

4203 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

4204 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

4205 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

合否判定資料作成グループ

調査書審査グループ

学力検査成績審査グループ

面接グループ（面接を実施する高等学校のみ）

4206 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

4207 各高等学校における調査書審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

4208 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

4209 面接グループは、面接を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

4210 単独選抜を行う高等学校の合否判定委員会は、第4212項により、その高等学校の合否を判定する。

4211 単独選抜を行う高等学校は、判定資料（A）、（B）、（C）をもとに、次の(1)～(5)のとおりに合否判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録の第3学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の5教科の評定の和を4倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の評定の和を7.5倍した値との総和（総配点250点）による資料（別表1の評定換算表参照）

判定資料（B）・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料（C）・・・学力検査（各教科100点、総配点500点）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを0.5倍した資料

(1) 判定資料（A）と（C）とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料（B）は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。

なお、面接を実施したときは、その結果を合否判定の資料に加えることができる。

(2) 第3006項(3)において評定を朱書された者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料（A）、（B）及び自己申告書を参考として用い、

中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意する。

(3) 県外からの受検者の場合等、判定資料（Ａ）が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに可否の判定を行う。

(4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により可否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(5) 募集要項に「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を明示した高等学校が、これを行う場合の判定資料（Ａ）、（Ｃ）の取扱いは、当該高等学校の可否判定の境界線に当たる点数からこの点数の10％に当たる点数を減じた点数を合格の下限として、特別に可否の判定を行う。

（可否判定資料の作成）

4212 可否判定資料作成グループは、判定資料（Ａ）、（Ｂ）、（Ｃ）及び面接結果（面接を実施した高等学校のみ）をもとに、可否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

（調査書の審査）

4213 調査書審査グループは、調査書の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。
この場合、審査の公平厳正を期するため、1 調査書につき 3 名以上が審査に当たる。

(1) 判定資料（Ａ）

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあつては、第 1、第 2 学年の学習の記録も十分参考にする。

(2) 判定資料（Ｂ）

（学力検査成績の審査）

4214 学力検査成績審査グループは、判定資料（Ｃ）を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

（面接の審査）

4215 面接グループは、審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（合格者の決定・発表等）

4216 高等学校長は、可否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

4217 合格者の発表は、3 月 19 日（水）とし、全日制については 10:00～11:00 の間に校内に受検番号を掲示して行う。定時制については、高等学校長が決定する。

なお、可否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4218 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3 月 24 日（月）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

3 複数志願選抜

(実施校等)

4301 複数志願選抜は、下表に定める高等学校を対象とし、学区ごとに実施する。

学 区	普通科	総合学科
第1学区	東灘・御影・神戸・夢野台・兵庫・神戸鈴蘭台・長田・須磨東・星陵・舞子・神戸市西区新設校・神戸高塚・洲本・津名・淡路三原・市立葺合・北須磨・芦屋・市立六甲アイランド	神戸市北区新設校 須磨友が丘 淡路 市立須磨翔風
第2学区	尼崎小田・尼崎・尼崎北・尼崎西・伊丹・伊丹西・川西緑台・川西明峰・川西北陵・猪名川・鳴尾・西宮市新設校・西宮南・宝塚・宝塚東・宝塚北・宝塚西・北摂三田・三田西陵・柏原・篠山鳳鳴・市立尼崎・市立尼崎双星・市立西宮・市立西宮東・市立伊丹・尼崎稲園・西宮・三田祥雲館	武庫荘総合 伊丹北 西宮今津 有馬
第3学区	明石・明石北・明石城西・明石清水・明石西・加古川東・加古川西・高砂・高砂南・松陽・東播磨・播磨南・西脇・三木・小野・社・多可・北条・加古川北	明石南 加古川南 三木市新設校
第4学区	姫路別所・姫路西・姫路飾西・姫路市新設校・相生・龍野・赤穂・神崎郡福崎町新設校・神崎・伊和・上郡・佐用・山崎・市立姫路・市立琴丘・市立飾磨・姫路東	太子 香寺
第5学区	豊岡・出石・浜坂・村岡・八鹿・生野・香住	豊岡総合 和田山

※ 神戸市北区新設校 … 神戸北と神戸甲北との発展的統合による新設校
 神戸市西区新設校 … 伊川谷と伊川谷北との発展的統合による新設校
 西宮市新設校 … 西宮北と西宮甲山との発展的統合による新設校
 三木市新設校 … 三木北、三木東、吉川の発展的統合による新設校
 姫路市新設校 … 姫路南、網干、家島の発展的統合による新設校
 神崎郡福崎町新設校 … 福崎と夢前との発展的統合による新設校
 なお、学校名は令和7年1月決定予定である。以降、同様に表記する。

(出願手続)

4302 志願者は、1校1学科に限り第1志望校に出願することができる。

その際、入学願書により、第1志望校以外に第2志望校を志願できる。

4303 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月25日(火)から2月27日(木)までの間に、出身中学校長を経て第1志望の高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30(2月27日(木)は9:00～12:00)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定(2月25日(火)又は2月26日(水))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として410円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票(様式5のB)
- (2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者のみ必要)

- (3) 第4104項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要）
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類

（隣接区域への出願）

4304 隣接区域への出願が認められている市区町に居住する者が出願する際、第2志望校は、居住地のある学区又は隣接区域（複数の隣接区域がある場合は、いずれか一区域）のうち、第1志望校と同じ学区又は隣接区域から選ばなければならない（別表2の隣接区域参照）。

（志願変更）

4305 志願変更については次のとおりとする。

- (1) 志願者は志願変更の期間内に、次のいずれか1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 複数志願選抜から単独選抜（多部制を含む）への志願変更。

イ 出願した志願校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更。その場合、第2志望校を志願することはできない。

ウ 複数志願選抜実施校間の第2志望校の志願変更。

- (2) 志願変更の手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

ア 志願変更の取扱期間は、2月28日（金）から3月4日（火）まで（土曜、日曜を除く）とする。受付時間は、全日制については9:00～16:30（3月4日（火）は9:00～12:00）、定時制（多部制を除く）については14:00～19:00、多部制については11:00～19:00とする。

イ 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式8のA）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第4303項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

また、複数志願選抜の第2志望を変更する場合は、志願変更願（甲）・志願変更願受理書（様式8のB）を、出身中学校長を経て、第1志望の高等学校長に提出する。

ウ 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

エ 志願変更の場合の入学考査料については、第4108項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

（学力検査の場所・日程等）

4306 学力検査は、各高等学校において実施し、志願者は原則として第1志望の高等学校において受検する。

4307 学力検査の期日は、3月12日（水）とし、その時間表は、次のとおりとする。

8：30 ～	集 合
8：40 ～ 8：50	注 意
9：10 ～ 10：00	国 語
10：20 ～ 11：10	数 学
11：30 ～ 12：20	社 会
13：10 ～ 14：00	理 科
14：20 ～ 15：10	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点、総配点500点とする。

（高等学校長の任務）

4308 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

4309 高等学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 学科別募集定員
- (2) スクール・ポリシー
- (3) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等
- (4) その他必要な事項

4310 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。これらの報告の方法については、別途指示する。

4311 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

4312 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあっては、所管教育委員会を通じて協議するものとする。

なお、第4115項の「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願を受理した場合は、障害の程度に応じて適切な措置をとらなければならない。その措置については、別途指示する。

4313 高等学校長は、別途指示する方法に従って3月11日（火）に学力検査問題を受領する。

4314 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定める。

4315 高等学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

（複数志願選抜管理委員会の設置）

4316 複数志願選抜を実施するため、各高等学校に第4202項から第4209項に定める組織を設けるほか、各学区に複数志願選抜管理委員会を設ける。

4317 複数志願選抜管理委員会の業務を円滑に運営するため、複数志願選抜を実施する高等学校から管理校を定める。

4318 複数志願選抜管理委員会の委員は、関係高等学校長とし、委員長は管理校の校長とする。

4319 複数志願選抜管理委員会には、合否判定委員会を設ける。

4320 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、関係高等学校長をもって組織し、複数志願選抜管理委員会委員長が合否判定委員会を運営する。委員長は、必要に応じて補助委員を任命することができる。

4321 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会には、次の作業班を設ける。

合否判定資料作成班

調査書審査班

学力検査成績審査班

4322 合否判定資料作成班は、関係高等学校の合否判定資料作成グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4323 調査書審査班は、関係高等学校の調査書審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4324 学力検査成績審査班は、関係高等学校の学力検査成績審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

（作業班の任務）

4325 第4321項に定める各作業班は、第4212項から第4215項に定める各作業グループの任務に準じた任務を、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会において行う。

（合否の判定）

4326 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、第4327項により、関係高等学校の合否を判定する。

複数志願選抜を行う高等学校の合否判定委員会は、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会を構成し、その高等学校の合否を判定する。

4327 合否判定は、次のとおりとする。

(1) 合格者の決定は、判定資料（A）と（C）の合計点（以下、「素点」という）を基本として行う。その際、判定資料（B）は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、判定資料（C）を重視して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録の第3学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の5教科の評定の和を4倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の評定の和を7.5倍した値との総和（総配点250点）による資料（別表1の評定換算表参照）

判定資料（B）・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料（C）・・・学力検査（各教科100点、総配点500点）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを0.5倍した資料

(2) 各高等学校の合否判定に当たっては、第1志望を優先するために第1志望校の合否判定には素点に一定の点数（以下、「第1志望加算点」という）を加算する。

なお、単独選抜を実施する学科から、複数志願選抜を実施する学科へ志願変更した場合も、第1志望加算点を加算する。

(3) 第1志望加算点は、学区ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア 第1学区 25点

- イ 第2学区 20点
- ウ 第3学区 25点
- エ 第4学区 30点
- オ 第5学区 30点

(4) 次の方法により、合格者を決定する。

ア 第1志望は第1志望加算点を加点した点数をもとに、第2志望は素点をもとに、各高等学校ごとに得点の上位の者から順に合格者を決定することを基本とする。

イ 第2志望を志願し、第1志望での合格が決定した受検者については、第2志望の合否判定から除外する。

(5) 第3006項(3)において評定を朱書された者については、判定資料(C)を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料(A)、(B)及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意する。

(6) 県外からの受検者の場合等、判定資料(A)が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。

(7) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(第5学区の特例)

4328 第5学区における次の高等学校の進学連携中学校は、下表のとおりとする。(進学連携校方式)

高等学校	進 学 連 携 中 学 校
豊 岡	豊岡南、豊岡北、港、日高東、日高西、城崎、竹野
出 石	出石、但東、日高東、日高西、豊岡南、豊岡北
浜 坂	浜坂、夢が丘
村 岡	村岡、小代、関宮学園
八 鹿	八鹿青溪、養父、大屋、関宮学園、和田山、梁瀬
生 野	生野、朝来、和田山、梁瀬、(神河)
香 住	香住第一、竹野、村岡(香美町村岡区のうち長瀬、山田、小城及び境の区域)

(神河)は、隣接区域の中学校

4329 進学連携中学校以外の中学校からの合格者は、各高等学校の学力検査の募集定員の18%以内とする。

4330 第11101項及び第11201項に該当する志願者については、居住地もしくは居住予定地の中学校在籍者に準じて取り扱う。

(合格者の決定・発表)

4331 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

4332 合格者の発表は、3月19日(水)とし、10:00~11:00の間に校内に受検番号を掲示して行う。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4333 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3月24日(月)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

4334 その他必要な事項については、第 1、第 3、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

第5 特色選抜実施要領

（実施校・募集定員等）

5001 特色選抜を実施する高等学校については、別途指示する。

5002 特色選抜により入学を許可する者の数は、各高等学校の募集定員の20%以内（最大は40人とする）とし、その割合については、別途指示する。ただし、県立村岡高等学校及び県立生野高等学校は、募集定員の50%以内とする。

（出願資格）

5003 特色選抜を志願することのできる者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。

(2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者（通学区域を定めない高等学校を除く）。

なお、県立生野高等学校を志願する者の通学区域は、県下全域とする。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。

(3) 志願する学校を第1志望とする者。

(4) 当該高等学校の特色ある教育内容を理解し、当該高等学校で学習する強い意欲を持っている者。

(5) 高等学校長がその特色ある教育内容に応じて定める要件を満たす者。

（出願手続）

5004 特色選抜を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月5日（水）は9:00～12:00）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月3日（月）又は2月4日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票（様式5のA）

(2) 志願理由書（様式10）

(3) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者のみ必要）

(4) 第5003項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）

(5) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要）

(6) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mmとする）

(7) その他志願先高等学校長が必要とする書類

5005 中学校長は、調査書（様式1）を出願する高等学校ごとにとりまとめ、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

5006 特色選抜を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)

に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

5007 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・実技検査等）

5008 特色選抜により志願する者に対しては、面接を実施する。また、必要に応じて、実技検査、小論文（作文）を実施することができる。

5009 面接は、志願理由書の記載内容を参考に、当該高等学校を志望する動機・理由、興味・関心及び意欲等について試問する。

5010 特色選抜を志願する者に対する面接等の期日は、2月17日（月）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定し、当該高等学校の特色ある教育内容に応じて、志願者の多様な個性や能力、特別活動や学校外の活動等、志願者の長所や優れた点を重視し、多面的に評価できるようなものとする。その具体的な実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、翌日に実施することができる。

（入学者選抜実施本部の設置）

5011 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

5012 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

5013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

5014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・実技検査審査グループ（小論文（作文）、実技検査を実施する高等学校のみ）

5015 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

5016 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

5017 小論文・実技検査審査グループは、小論文・実技検査を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

5018 合否判定委員会は、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（Ａ）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（Ｂ）・・・小論文（作文）及び実技検査の結果に基づく判定資料

（書類の審査）

5019 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（１）当該高等学校の特色ある教育内容に即して、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、１書類につき３名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（Ａ）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録に基づく判定資料

（２）（１）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

5020 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（１）審査の公平厳正を期するため、２名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（２）（１）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（小論文・実技検査の審査）

5021 小論文・実技検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

（１）判定資料（Ｂ）を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき３名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

（２）（１）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

5022 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

5023 合格者の発表は、２月21日（金）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

5024 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

5025 合格とならなかった者が３月12日（水）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

5026 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式２）を志願先高等学校長に、３月５日（水）又は６日（木）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として１部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、３月５日（水）又は６日（木）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学

者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

5027 高等学校長は、募集要項を作成し、その１部を令和６年１１月８日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

5028 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

5029 高等学校長は、特色選抜の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

5030 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、２月２８日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

5031 その他必要な事項については、第１、第３、第４の１及び第４の２による。

第6 推薦入学等実施要領

1 専門教育を主とする学科等における推薦入学

（実施学科・募集定員等）

6101 推薦入学は、全日制の課程の次の学科について実施し、その選抜は学科ごとにそれぞれ行う。

（表 1）

- | |
|---|
| (1) 農業に関する各学科
(2) 工業に関する各学科（電子機械科を除く）
(3) 商業に関する各学科（情報科学科、情報科及び会計科を除く）
(4) 水産に関する学科
(5) 家庭に関する各学科 |
|---|

（表 2）

- | |
|--|
| (6) 工業に関する学科（電子機械科）
(7) 商業に関する各学科（情報科学科、情報科及び会計科）
(8) 看護に関する学科
(9) 福祉に関する各学科
(10) 理数に関する各学科
(11) 体育に関する学科
(12) 音楽に関する学科
(13) 美術に関する学科
(14) 国際に関する各学科
(15) 演劇に関する学科
(16) 環境防災に関する学科 |
|--|

（表 3）

- | |
|--|
| (17) 学際領域に関する学科
(18) 地域社会に関する学科
(19) STEAMに関する学科 |
|--|

6102 推薦入学を許可する者の数は、前項表 1 の各学科については募集定員の50%以内、同項表 2 及び表 3 の各学科については募集定員の全部とする。ただし、同項表 1 の各学科においては、学校や学科の実態に応じて30%以内とすることができることとし、その実施校・学科については別途指示する。

6103 国際に関する各学科の志願者のうち、帰国生徒にかかわる推薦入学は第 6 の 6 による。

（出願資格・推薦基準）

6104 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和 7 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの

転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業業者等、特別の事情がある場合は、第11による。

(3) 第6101項に定める学科を第1志望とする者。

(4) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。

(5) 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

(通学区域)

6105 表1及び表2の各学科を志願する者の通学区域は、県下全域とし、表3の各学科を志願する者の通学区域は、当該高等学校が所在する普通科の通学区域とする。

(推薦委員会の設置)

6106 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6107 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6108 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6109 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月3日(月)から2月5日(水)までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30(2月5日(水)は9:00～12:00)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定(2月3日(月)又は2月4日(火))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として410円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

(1) 推薦入学願書・受検票(様式5のA)

(2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者のみ必要)

(3) 第6104項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)

(4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書(第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要)

(5) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする)

(6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6110 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月3日(月)から2月5日(水)までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

(1) 推薦書(様式11)

(2) 調査書(様式1)

6111 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e評価」を行うことはできない。

(入学考査料)

6112 入学考査料は、下表に従って納入するものとする。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

(面接・適性検査等)

6113 第6101項表1の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文（作文）を実施する。

6114 第6101項表2(6)～(9)の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査及び小論文（作文）を実施することができる。

6115 第6101項表2(10)～(16)及び表3の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査、実技検査及び小論文（作文）を実施することができる。

6116 面接及び小論文（作文）は、当該学科を志願する動機・理由、将来の進路の確認等、当該学科の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式12に準じて各高等学校が作成する。

6117 適性検査及び実技検査は、当該学科に対する受検者の適性と将来学習する上での能力とを判定できるものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

6118 推薦入学を志願する者に対する面接、適性検査等の期日は、2月17日（月）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、適性検査等を翌日に実施することができる。（〔付5〕1の備考を参照のこと）

(入学者選抜実施本部の設置)

6119 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6120 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6121 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6122 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6123 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6124 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメン

バー若干名をもって組織する。

- 6125 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

- 6126 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、判定資料（Ａ）、（Ｂ）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（Ａ）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（Ｂ）・・・小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果に基づく判定資料

(書類の審査)

- 6127 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 当該学科の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 書類につき 3 名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（Ａ）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

- (2) (1) によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

- 6128 面接グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

- (2) (1) によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・適性検査等の審査)

- 6129 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 判定資料（Ｂ）を作成する。

この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき 3 名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

- (2) (1) によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

- 6130 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

- 6131 合格者の発表は、2 月 21 日（金）とし、14:00～15:00 の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

- 6132 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

- 6133 合格とならなかった者が 3 月 12 日（水）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第 4107 項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

- 6134 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式 2）を志願先高等学校長に、3 月 5 日（水）又は 6 日（木）の 9:00～16:30 の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として 1 部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務

所長に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（水）又は6日（木）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6135 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6136 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6137 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6138 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月28日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6139 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

（インターネット出願システムのモデル校実施）

6140 県立宝塚北高等学校のグローバルサイエンス科（理数に関する学科）及び演劇科（演劇に関する学科）については、志願者の出願手続、受検票の発行、合格者発表等を、インターネット出願システムを用いて実施する。その方法については別途指示する。

（特別選抜）

6141 第6101項表2及び表3の各学科に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により適性検査等を受検できなかった者は、特別選抜を受検することができる。

6142 特別選抜の実施期日は、3月12日（水）とする。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、翌日に実施することができる。出願手続等の詳細は、別途定める。

6143 特別選抜の時間表は、次のとおりとする。

8：30 ～	集 合
8：40 ～ 8：50	注 意
9：10 ～ 10：00	国 語
10：20 ～ 11：10	数 学
11：30 ～ 12：20	社 会
13：10 ～ 14：00	理 科
14：20 ～ 15：10	英 語

6144 特別選抜を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6145 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、特別選抜の結果及び調査書等の諸資料を総合して合否の判定を行う。

6146 合格者の発表は、3月19日（水）とし、その時間は、高等学校長が決定する。また、発表方法は高等学校長が書面にて受検者に通知する。

2 普通科コースにおける推薦入学

（実施校・募集定員等）

6201 自然科学系コース及び健康福祉系コースを設置し、推薦入学を実施する高等学校については、別途指示する。

6202 推薦入学を許可する者の数は、自然科学系コース及び健康福祉系コースとも募集定員の全部とする。

（出願資格・推薦基準）

6203 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。
- (3) 自然科学系コース及び健康福祉系コースを第1志望とする者。
- (4) 当該コースを志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (5) 当該コースに対する適性及び興味・関心を有すること。
- (6) 当該コースでの特色ある教育活動に積極的に参加し、主体的に学習する意欲があること。

（通学区域）

6204 自然科学系コース及び健康福祉系コースを志願する者の通学区域は、当該高等学校が所在する普通科の通学区域とする。

（推薦委員会の設置）

6205 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6206 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6207 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

（出願手続）

6208 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月5日（水）は9:00～12:00）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月3日（月）又は2月4日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者のみ必要）
- (3) 第6203項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者

に限り必要)

(5) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする)

(6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6209 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月3日(月)から2月5日(水)までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

(1) 推薦書(様式11)

(2) 調査書(様式1)

6210 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e評価」を行うことはできない。

(入学考査料)

6211 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

(面接・適性検査等)

6212 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査、実技検査及び小論文(作文)を実施することができる。

6213 面接については、当該コースを志願する動機・理由、将来の進路、当該コースでの学習に対する興味・関心及び意欲等について試問するものとし、面接に先立って記入させる面接調査票は、様式12による。

6214 適性検査等の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

(1) 適性検査及び実技検査については、実施する教科の内容の基本的事項を検査することによって、当該コースに対する適性と将来学習する上での能力を判定できるようなものとする。

ア 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法で「英語」、「数学」、「理科」の中から2教科以内について実施することができる。ただし、実施する教科については各高等学校のコースの特色に応じた適切なものとする。

イ 実技検査は、英語の「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」等の領域又は理科の「観察・実験」の領域において実施することができる。

(2) 適性検査、実技検査及び小論文(作文)の検査時間については次のとおりとし、実施時間については各高等学校長が定める。

適性検査・・・・・・・・・・1検査につき、50分

実技検査・・・・・・・・・・1検査につき、20分以内

小論文(作文)・・・・・・・・40分程度

6215 推薦入学を志願する者に対する面接等の期日は、2月17日(月)とし、その方法は各高等学校長が決定する。

(入学者選抜実施本部の設置)

6216 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6217 各高等学校の入学選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6218 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6219 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6220 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

6221 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

6222 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

6223 合否判定委員会は、当該コースの特色や教育内容に即して、面接、適性検査及び実技検査等の結果と推薦書、調査書等を総合して合否の判定を行う。その方法は、次のとおりとする。

(1) 適性検査及び実技検査（実施した場合のみ）の結果と調査書の各教科の学習の記録とを同等にみて、判定資料（A）を作成する。

(2) 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書、面接並びに小論文（作文）（実施した場合のみ）の結果を総合して、判定資料（B）を作成する。

(3) 判定資料（A）と（B）を総合して合否を判定する。

(書類の審査)

6224 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該コースの特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 書類につき 3 名以上が審査に当たる。

ア 調査書の各教科の学習の記録を当該コースの特色や教育内容に即して総合評定した判定資料

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

6225 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・適性検査等の審査)

6226 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき 3 名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6227 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6228 合格者の発表は、2月21日（金）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6229 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6230 合格とならなかった者が3月12日（水）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6231 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（水）又は6日（木）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（水）又は6日（木）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

(高等学校長の任務)

6232 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6233 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6234 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6235 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月28日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

6236 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

(特別選抜)

6237 自然科学系コース及び健康福祉系コースに出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により適性検査等を受検できなかった者は、特別選抜を受検することができる。

6238 特別選抜の実施期日は、3月12日（水）とする。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、翌日に実施することができる。出願手続等の詳細は、別途定める。

6239 特別選抜の時間表は、次のとおりとする。

8 : 30 ～	集 合
8 : 40 ～ 8 : 50	注 意
9 : 10 ～ 10 : 00	国 語
10 : 20 ～ 11 : 10	数 学
11 : 30 ～ 12 : 20	社 会
13 : 10 ～ 14 : 00	理 科
14 : 20 ～ 15 : 10	英 語

6240 特別選抜を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6241 合否判定委員会は、当該コースの特色や教育内容に即して、特別選抜の結果及び調査書等の諸資料を総合して合否の判定を行う。

6242 合格者の発表は、3月19日（水）とし、その時間は、高等学校長が決定する。また、発表方法は高等学校長が書面にて受検者に通知する。

3 普通科単位制(全日制)における推薦入学

(実施校・募集定員等)

6301 単位制による課程(全日制普通科)を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立北須磨高等学校
- (2) 県立芦屋高等学校
- (3) 神戸市立六甲アイランド高等学校
- (4) 県立尼崎稲園高等学校
- (5) 県立西宮高等学校
- (6) 県立三田祥雲館高等学校
- (7) 県立加古川北高等学校
- (8) 県立姫路東高等学校

6302 推薦入学を許可する者の数は、各校とも募集定員の50%以内とする。

(出願資格・推薦基準)

6303 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。
- (3) 単位制による課程を第1志望とする者。
- (4) 個性の伸長をめざし、能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

(通学区域)

6304 推薦入学により、単位制による課程を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

(推薦委員会の設置)

6305 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6306 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6307 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6308 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月3日(月)から2月5日(水)までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(2月5日(水))は9:00~12:00とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定(2月3日(月)又は2月4日(火))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として410円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式 5 の A）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式 6）（過年度卒業者のみ必要）
- (3) 第6303項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要）
- (5) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする）
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6309 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式11）
- (2) 調査書（様式 1）

6310 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第 3 による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評価」を行うことはできない。

（入学考査料）

6311 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・適性検査等）

6312 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び適性検査を実施する。また、必要に応じて小論文（作文）を実施することができる。

6313 面接については、単位制による課程を志願する動機・理由、将来の進路、興味・関心のある分野及び意欲等について試問するものとし、面接に先立って記入させる面接調査票は、様式12による。

6314 適性検査等の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査については、多様な選択科目を履修するために必要な適性と将来学習する上での能力を判定できるようなものとする。
- (2) 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法で実施する。
- (3) 検査時間については次のとおりとし、実施時間については高等学校長が定める。

適 性 検 査…………… 1 検査につき、50分程度

小論文（作文）…………… 40分程度

6315 推薦入学を志願する者に対する面接、適性検査及び小論文（作文）の期日は、2月17日（月）とし、その方法は高等学校長が決定する。

(入学者選抜実施本部の設置)

6316 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6317 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6318 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6319 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6320 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6321 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6322 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

6323 合否判定委員会は、面接、適性検査及び小論文(作文)(実施した場合のみ)の結果と推薦書、調査書等を総合して合否の判定を行う。その方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査の結果と調査書の学習の記録とを同等にみて、判定資料(A)を作成する。
- (2) 調査書の学習の記録以外の諸記録と推薦書、面接並びに小論文(作文)の結果とを総合して、判定資料(B)を作成する。
- (3) 判定資料(A)と(B)とを総合して合否を判定する。

(書類の審査)

6324 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 調査書の学習の記録に基づく判定資料

イ 調査書の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

6325 面接グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。
- (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・適性検査等の審査)

6326 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査の結果に基づいて判定資料を作成する。小論文(作文)を課した高等学校にあっては、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6327 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6328 合格者の発表は、2月21日(金)とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6329 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6330 合格とならなかった者が3月12日(水)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6331 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(水)又は6日(木)の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日(水)又は6日(木)の9:00～17:00の間に提出する(学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

(高等学校長の任務)

6332 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6333 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6334 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6335 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月28日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

6336 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

(インターネット出願システムのモデル校実施)

6337 県立姫路東高等学校については、志願者の出願手続、受検票の発行、合格者発表等を、インターネット出願システムを用いて実施する。その方法については別途指示する。

4 総合学科における推薦入学

(実施校・募集定員等)

6401 総合学科を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 神戸市北区新設校
- (2) 県立須磨友が丘高等学校
- (3) 県立淡路高等学校
- (4) 神戸市立須磨翔風高等学校
- (5) 県立武庫荘総合高等学校
- (6) 県立伊丹北高等学校
- (7) 県立西宮今津高等学校
- (8) 県立有馬高等学校
- (9) 県立明石南高等学校
- (10) 県立加古川南高等学校
- (11) 三木市新設校
- (12) 県立太子高等学校
- (13) 県立香寺高等学校
- (14) 県立豊岡総合高等学校
- (15) 県立和田山高等学校

6402 推薦入学を許可する者の数は、各校とも募集定員の50%以内とする。

(出願資格・推薦基準)

6403 推薦入学を志願できる者は、総合学科を第1志望とする者のうち、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。
- (3) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (4) 総合学科における学習を通して個性の伸長を図り、能力・適性を見極めて将来の進路決定をめざそうとする意欲があること。
- (5) 能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

(通学区域)

6404 推薦入学により総合学科を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

(推薦委員会の設置)

6405 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6406 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6407 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

（出願手続）

6408 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月5日（水）は9:00～12:00）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月3日（月）又は2月4日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者のみ必要）
- (3) 第6403項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要）
- (5) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする）
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6409 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式11）
- (2) 調査書（様式1）

6410 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6411 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・小論文（作文）等）

6412 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文（作文）を実施する。また、高等学校ごとに、面接や検査の特定の項目もしくは調査書等の項目又はその両方で、受検者の中学校での努力や個性を評価する。必要に応じて適性検査及び実技検査を実施することができる。

6413 面接及び小論文（作文）は、総合学科を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、総合学科の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式12に準じて各高等学校が作

成する。

6414 受検者の中学校での努力や個性の評価は、各高等学校のスクール・ポリシーに即して実施するものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

6415 適性検査及び実技検査は、当該学科に対する受検者の適性と将来学習する上での能力とを判定できるものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

6416 推薦入学を志願する者に対する面接等の期日は、2月17日（月）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。また、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6417 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6418 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6419 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6420 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6421 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6422 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6423 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6424 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、各高等学校が定める、中学校での努力や個性の評価実施方法又は当該学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果並びに中学校での努力や個性の評価に基づく判定資料

（書類の審査）

6425 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）当該学科の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6426 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・適性検査等の審査)

6427 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(B)を作成する。

この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6428 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6429 合格者の発表は、2月21日(金)とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6430 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6431 合格とならなかった者が3月12日(水)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6432 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(水)又は6日(木)の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日(水)又は6日(木)の9:00～17:00の間に提出する(学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については、提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

(高等学校長の任務)

6433 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6434 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6435 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6436 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月28日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

6437 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

5 中高一貫教育における連携型入学者選抜

（実施校・募集定員等）

6501 連携型中高一貫教育を行う連携型高等学校、連携型中学校は次のとおりとし、連携型入学者選抜に志願できる者は、連携型中学校からの志願者とする。

連携型高等学校	連携型中学校
県立千種高等学校	宍粟市立千種中学校
県立氷上西高等学校	丹波市立氷上中学校 丹波市立青垣中学校

6502 連携型高等学校における入学者選抜は、連携型入学者選抜及び学力検査による入学者選抜をそれぞれ行う。

試 験 区 分	入学を許可する者の数
連携型入学者選抜	募集定員の75%（連携型中学校を対象とする）
学力検査による入学者選抜	募集定員の25%（県下全域を対象とする）

連携型入学者選抜の合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を学力検査による入学者選抜における入学を許可する者の数に加える。

（出願資格・推薦基準）

6503 連携型入学者選抜を志願できる者は、連携型高等学校を第1志望とする者のうち、次の条件を満たし、連携型中学校長が推薦する者とする。

- (1) 当該連携型中学校を、令和7年3月に卒業する見込みであり、保護者と同居する者。ただし、特別の事情がある場合は、第11による。
- (2) 当該連携型高等学校を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該連携型高等学校に対する適性及び興味・関心を有すること。

（推薦委員会の設置）

6504 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6505 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6506 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

（出願手続）

6507 連携型入学者選抜を志願する者は、次の書類及び県教育委員会が定める入学考査料を、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月5日（水）は9:00～12:00）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月3日（月）又は2月4日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 第6503項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (3) その他高等学校長が必要とする書類

6508 中学校長は、次の書類を2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式11）
- (2) 調査書（様式1）

6509 連携型入学者選抜を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評価」を行うことはできない。

（入学考査料）

6510 志願者は、入学考査料として2,200円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効）。

（面接・適性検査等）

6511 連携型入学者選抜を志願する者に対しては、連携型高等学校において面接及び適性検査を実施する。

6512 面接は、連携型高等学校を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、連携型高等学校の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式12に準じて連携型高等学校が作成する。

6513 適性検査の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法により「国語」、「数学」、「英語」の3教科で実施する。
- (2) 検査時間については1教科につき50分とし、実施時間については高等学校長が定める。

6514 連携型入学者選抜を志願する者に対する面接等の期日は、2月17日（月）とし、その方法及び時間は高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6515 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6516 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6517 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6518 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

適性検査審査グループ

6519 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6520 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6521 適性検査審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

6522 合否判定委員会の任務は、連携型高等学校の特色ある教育内容に即して、判定資料(A)、(B)及び合否判定委員会に報告されたその他の資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料(A)・・・調査書の各教科の学習の記録を、連携型高等学校の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料(B)・・・適性検査の結果に基づく判定資料

(書類の審査)

6523 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 連携型高等学校の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、連携型中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

6524 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(適性検査の審査)

6525 適性検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(B)を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各教科につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6526 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6527 合格者の発表は、2月21日(金)とし、14:00~15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6528 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6529 合格とならなかった者が3月12日(水)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6530 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(水)又は6日(木)の9:00~16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、所管の県教育委員会教育事務所に、3月5日(水)又は6日(木)の9:00~17:00の間に提出する(学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6531 高等学校長は、募集要項を作成し、その１部を令和６年１１月８日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6532 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

6533 高等学校長は、連携型入学者選抜の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

6534 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、２月２８日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6535 その他必要な事項については、第１、第３、第４の１及び第４の２による。

6 帰国生徒にかかわる推薦入学

（出願資格）

6601 帰国生徒にかかわる推薦入学の対象とする学科は次のとおりとする。

国際に関する各学科（国際探求学科、国際文化情報学科、国際科、国際人間科、国際総合科、国際文化科）

6602 帰国生徒にかかわる推薦入学を志願することのできる者は、令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、推薦入学において当該学科を第1志望とし、外国における在学期間が1年以上であり、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

なお、第4104項のただし書きに該当する者は、第11の手続を要する。

- (1) 令和4年4月1日以降に帰国後、県内に居住しており、保護者とともに引き続き県内に住所を有する者。
- (2) 令和4年4月1日以降に帰国後、現在県外に居住しており、令和7年4月7日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。
- (3) 現在外国に居住しており、令和7年4月7日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。

（通学区域）

6603 帰国生徒にかかわる推薦入学を志願する者の通学区域は県下全域とする。

（出願手続）

6604 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、出身中学校長又は外国における最終学校の校長を経て、志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月5日（水）は9:00～12:00）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月3日（月）又は2月4日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式5のAに準じる）
- (2) 外国在住を証明する書類（在学期間明示のもの）
- (3) 出身中学校長又は外国における最終学校の校長の推薦書（様式11に準じる）

ただし、外国における最終学校の校長の推薦書を提出できない場合は、その旨を志願先高等学校長に届け出ること。

- (4) 調査書（様式1）又は外国における最終学校の成績証明書若しくはこれに代わるもの。
- (5) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要）
- (6) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする）
- (7) その他志願先高等学校長が必要とする書類

(入学考査料)

6605 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

(選抜方法等)

6606 推薦入学による入学者の選抜は、第6の1によって行う。ただし、合否判定委員会においては、帰国生徒の事情を配慮しながら、総合的に合否の判定を行う。

7 外国人生徒にかかわる特別枠選抜

(実施校・募集定員等)

6701 外国人生徒にかかわる特別枠選抜を実施する高等学校及び募集定員は、次のとおりとする。

学 校	学 科	募集定員
神戸市北区新設校	総合学科	各高等学校の入学定員とは別に、各校3名
県立芦屋高等学校	普通科（単位制）	
神戸市立須磨翔風高等学校	総合学科	
県立伊丹北高等学校	総合学科	
県立加古川南高等学校	総合学科	
県立香寺高等学校	総合学科	

(出願資格・推薦基準)

6702 外国人生徒にかかわる特別枠選抜により志願することができる者は、次の(1)～(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 外国籍を有する者で、入国後の在日期间が、令和7年3月31日現在で、3年以内の者。
- (2) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者（外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和7年3月に修了する見込みの者等）。
- (3) 県内に居住しており、保護者とともに引き続き県内に住所を有する者、又は令和7年4月7日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。

(通学区域)

6703 通学区域は、県下全域とする。

(出願手続)

6704 志願者は1校1学科に限り第1志望校に出願することができる。

その際、入学願書により、第1志望校以外に複数校の志望校を希望できる。

6705 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月3日（月）から2月5日（水）までの間に、出身中学校長又は外国における最終学校の校長を経て、志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月5日（水）は9:00～12:00）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月3日（月）又は2月4日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式5のAに準じる）
- (2) 外国人生徒にかかわる特別枠選抜適用申請書（様式19）
- (3) 調査書（様式1）又は外国における最終学校の成績証明書若しくはこれに代わるもの。

- (4) 外国籍であることを証明する書類及び入国後の在日期間が3年以内（令和7年3月31日現在）であることを証明する書類（住民票の写し等）
- (5) 第6702項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (6) 写真票（様式7）
- (7) 面接調査票（様式12に準じる）
- (8) その他志願先高等学校長が必要とする書類

（入学考査料）

6706 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納 入 方 法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（志願変更）

6707 志願者は、志願変更の期間内に1回に限り、第1志望校を変更することができる。このための手続は次のとおりとする。

- (1) 志願変更の取扱期間は、2月6日（木）から2月7日（金）までとする。受付時間は、9:00～16:30（2月7日（金）は9:00～12:00）とする。
- (2) 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式8のA）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第6705項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。志願変更期間内に海外に在住する者は、出身中学校長を経る必要はない。
なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。
- (3) 県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。

（面接・適性検査等）

6708 外国人生徒にかかわる特別枠選抜を志願する者に対しては、面接及び適性検査を実施する。

6709 面接は、当該高等学校を志願する動機・理由、将来の進路の確認等、当該高等学校の特色に即して実施する。

6710 適性検査の内容及び検査時間は、次のとおりとし、実施時間については、各高等学校長が定める。ただし、適性検査の問題には、ルビをふることとする。

適性検査1・・・国語（基礎的な日本語能力）	40分
適性検査2・・・数学	40分
適性検査3・・・英語	40分

6711 外国人生徒にかかわる特別枠選抜を志願する者に対する面接及び適性検査の期日は、2月17日（月）とし、実施場所は、志願先高等学校とする。

（入学者選抜実施本部の設置）

6712 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6713 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6714 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6715 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

適性検査審査グループ

6716 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

6717 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

6718 適性検査審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6719 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・適性検査の結果に基づく判定資料

（書類の審査）

6720 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）当該学科の特色や教育内容に即して、調査書等、中学校長等から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 書類につき 3 名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録に基づく判定資料

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6721 面接グループの任務は、次のとおりとする。

（1）審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（適性検査の審査）

6722 適性検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

（1）判定資料（B）を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき 3 名以上が採点に当たる。

（2）（1）によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

6723 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6724 合格者の発表は、2月21日（金）とし、13:00～14:00の間に校内で書面にて合否の結果及び合格校を知らせるとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6725 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6726 合格とならなかった者が3月12日（水）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

6727 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（水）又は6日（木）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（水）又は6日（木）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6728 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6729 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

6730 高等学校長は、外国人生徒にかかわる特別枠選抜の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6731 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月28日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

6732 その他必要な事項については、別途定める。

（特別の事情のある者の手続）

6733 県外（海外を含む）の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情のある者で、本県の外国人生徒にかかわる特別枠選抜で合格した者は、入学後、高等学校より①通学区域に居住していること、②保護者とともに居住していることの2点について、事実確認を行う。

（その他）

6734 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

第7 多部制における入学者選抜実施要領

（実施校・募集定員等）

7001 単位制による課程（多部制）を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立西宮香風高等学校
- (2) 県立阪神昆陽高等学校
- (3) 県立西脇北高等学校
- (4) 県立飾磨工業高等学校

7002 入学者の選抜は、1部、2部、3部ごとにそれぞれ行う。

I期～Ⅲ期の各試験ごとに入学を許可する者の数は、下表のとおりとする。

I期～Ⅲ期の各試験は、1校1つの部に限り第1志望校に出願することができる。

試験区分 \ 部	1 部	2 部	3 部
I 期試験	60 %	60 %	70 %
Ⅱ 期試験 A	20 %	20 %	10 %
Ⅱ 期試験 B	15 %	15 %	15 %
Ⅲ 期試験	5 %	5 %	5 %

（注）1 表の数字は募集定員に占める割合を示す。

2 合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を以降の試験の入学を許可する者の数に加えることができる。

（出願資格等）

7003 入学を志願することができる者は、令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
- (2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

7004 出願資格の区分は、下表のとおりとする。

試験区分	出 願 資 格 の 区 分
I 期試験	令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者又は中学校既卒者等
Ⅱ 期試験 A	I 期試験に同じ
Ⅱ 期試験 B	転・編入学希望者
Ⅲ 期試験	中学校既卒者等又は転・編入学希望者

1 I 期試験

(出願手続等)

7101 志願者は、次の書類及び入学考査料を、2月3日(月)から2月5日(水)までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、11:00～19:00とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定(2月3日(月)又は2月4日(火))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として410円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票(様式5のA)
- (2) 志願理由書(様式10)
- (3) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者等の場合に必要)
- (4) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする)
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類

7102 中学校長は志願者の調査書(様式1)を2月3日(月)から2月5日(水)までの間に、高等学校長に提出する。受付時間は前項による。ただし、令和6年4月1日現在満20歳以上の者に関する調査書は提出を要しない。

(入学考査料)

7103 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する(消印のあるものは無効)。

(面接・作文)

7104 志願者に対しては面接及び作文を実施する。

7105 面接及び作文は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校の特色に即して実施する。

7106 志願者に対する面接、作文の期日は、2月17日(月)とし、その方法及び時間は当該高等学校長が決定する。ただし、志願者数等の状況に応じて、2月18日(火)にも実施することができる。

(入学者選抜実施本部の設置)

7107 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

7108 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7109 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7110 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

作文審査グループ

7111 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7112 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7113 作文審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

7114 合否判定委員会は、当該高等学校の特色や教育内容に即して、書類審査グループ、面接グループ及び作文審査グループから報告された諸資料を総合して合否の判定を行う。

（書類の審査）

7115 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 調査書、副申書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

7116 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 志願理由書の記載内容や就労状況等をふまえて面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（作文の審査）

7117 作文審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 作文の内容を審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各作文につき3名以上が審査に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

7118 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

7119 合格者の発表は、2月21日（金）とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

7120 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

（中学校長の任務）

7121 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（水）又は6日（木）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員

会事務局高校教育課長に、3月5日(水)又は6日(木)の9:00～17:00の間に提出する(Ⅱ期試験A等の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

7122 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書に添えて副申書(様式自由)を提出することができる。

(高等学校長の任務)

7123 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

7124 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

7125 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

7126 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

7127 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

2 II 期試験A

(出願手続)

7201 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月25日(火)から2月27日(木)までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、11:00~19:00とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定(2月25日(火)又は2月26日(水))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として410円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票(様式5のA)
- (2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者等の場合に必要)
- (3) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする)
- (4) その他志願先高等学校長が必要とする書類

7202 中学校長は、志願者の調査書(様式1)及び学年学習評定一覧表(様式2)を3月5日(水)又は6日(木)に、志願先高等学校長に提出する。ただし、令和6年4月1日現在満20歳以上の者に関する調査書は提出を要しない。

(入学考査料)

7203 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する(消印のあるものは無効)。

(志願変更)

7204 志願変更については次のとおりとする。

- (1) 多部制高等学校への志願者は志願変更の期間内に、次のいずれか1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

ア 出願した志願校内の他の部への志願変更。

イ 単独選抜から単独選抜への志願変更。

- (2) 志願変更の手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

ア 志願変更の取扱期間は、2月28日(金)から3月4日(火)まで(土曜、日曜を除く)とする。受付時間は、全日制については9:00~16:30(3月4日(火)は9:00~12:00)、定時制(多部制を除く)については14:00~19:00、多部制については11:00~19:00とする。

イ 志願変更する者は、志願変更願(甲)・(乙)(様式8のA)を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第7201項の書類(ただし、入学願書はその写し)の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

志願変更により新たに必要となる書類がある場合には、その書類を添付して提出すること。

ウ 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

エ 志願変更の場合の入学検査料については、第4108項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学検査料を要しない。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学検査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学検査料を納入する。ただし、先に納入した入学検査料は還付しない。

（学力検査・面接）

7205 志願者に対しては、学力検査及び面接を実施する。

7206 学力検査及び面接の期日は、3月12日（水）とし、その時間表は、次のとおりとする。

	西宮香風・阪神昆陽・西脇北	飾磨工業
8：30 ～	集合	集合
8：40 ～ 8：50	注意	注意
9：10 ～ 10：00	国語（必）	国語（選）
10：20 ～ 11：10	数学（必）	数学（必）
11：30 ～ 12：20	社会（選）	社会（選）
13：10 ～ 14：00	理科（選）	理科（必）
14：20 ～ 15：10	英語（選）	英語（選）

※（必）は必ず受検する教科、（選）は1教科選択して受検する教科を示す。

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点とする。

7207 面接は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校の特色に即して実施する。

面接に先立って記入させる面接調査票は、様式12に準じて当該高等学校が作成する。

（入学者選抜実施本部の設置）

7208 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

7209 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7210 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7211 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

合否判定資料作成グループ

調査書審査グループ

学力検査成績審査グループ

面接グループ

7212 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7213 各高等学校における調査書審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7214 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

7215 各高等学校における面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

7216 合否判定委員会は、第7217項により、その高等学校の合否を判定する。

7217 合否判定は、次のとおりとする。

- (1) 判定資料 (A) と (C) とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料 (B) は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。

なお、面接の結果を合否判定の資料に加えることができる。

判定資料 (A)・・・調査書の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和 (総配点 250 点) による (別表 1 の評定換算表参照)

判定資料 (B)・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料 (C)・・・学力検査 (各教科 100 点、総配点 300 点) の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、その得点をさらに 0.5 倍したものを 5/3 倍した資料

- (2) 第3006項(3)において評定を朱書された者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料 (A)、(B) 及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意するものとする。
- (3) 県外からの受検者の場合等、判定資料 (A) が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。
- (4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。
- (5) 第7202項のただし書きにより、調査書が提出されなかった者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(合否判定資料の作成)

7218 合否判定資料作成グループは、判定資料 (A)、(B)、(C) 及び面接結果をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

(調査書の審査)

7219 調査書審査グループは、調査書の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 調査書につき 3 名以上が審査に当たる。

- (1) 判定資料 (A)

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあつては、第 1、第 2 学年の学習の記録も十分参考にする。

(2) 判定資料 (B)

(学力検査成績の審査)

7220 学力検査成績審査グループは、判定資料 (C) を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

(面接の審査)

7221 面接グループは、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(合格者の決定・発表等)

7222 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

7223 合格者の発表は、3月19日 (水) とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(中学校長の任務)

7224 中学校長は、「調査書」(様式1) 及び「学年学習評定一覧表」(様式2) を志願先高等学校長に、3月5日 (水) 又は6日 (木) の9:00~16:30の間に提出する。また、「学年学習評定一覧表」(様式2) については、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日 (水) 又は6日 (木) の9:00~17:00の間に提出する。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

7225 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書に添えて副申書 (様式自由) を提出することができる。

(高等学校長の任務)

7226 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を令和6年11月8日 (金) までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

7227 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

7228 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

7229 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

7230 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

7231 II期試験B及びIII期試験の内容・実施方法等については、高等学校長が定める。

(追検査)

7232 学力検査に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。

7233 追検査の実施期日は、3月26日（水）とする。出願手続等の詳細は、別途定める。

7234 追検査は、各高等学校において実施し、志願者は志願先の高等学校において受検する。

7235 追検査の時間表は、次のとおりとする。

8：40 ～	集 合
8：50 ～ 9：00	注 意
9：20 ～ 10：10	国 語
10：30 ～ 11：20	数 学
11：40 ～ 12：30	社 会
13：20 ～ 14：10	理 科
14：30 ～ 15：20	英 語

7236 追検査については、3月12日（水）のⅡ期試験Aと同じ選択科目及び面接を、第7235項の時間表で実施する。

7237 追検査を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7238 合否判定委員会は、追検査の結果及び調査書等の諸資料を総合して合否の判定を行う。

7239 合格者の発表は、3月27日（木）までとし、その日時は、高等学校長が決定する。また、発表方法は高等学校長が書面にて受検者に通知する。

第8 定時制の課程における満20歳以上特例入学者選抜実施要領

（実施学科等）

8001 満20歳以上特例入学者選抜は、定時制の課程のすべての高等学校、学科において実施する。

また、再募集においても実施する。

8002 満20歳以上特例入学者選抜により入学を許可された者の数は、学力検査による募集定員に含める。

（出願資格）

8003 満20歳以上特例入学者選抜を志願することができる者は、次のとおりとする。

(1) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、令和6年4月1日現在満20歳以上の者。

(2) 満20歳以上特例入学者選抜を希望する者。

（出願手続）

8004 満20歳以上特例入学者選抜を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月25日（火）から2月27日（木）までの間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、14:00～19:00とする。ただし、再募集については、第9による。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月25日（火）又は2月26日（水））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票（様式5のA）

(2) 満20歳以上特例入学者選抜による受検届（様式13）

(3) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする）

(4) その他志願先高等学校長が必要とする書類

ただし、願書について、保護者の欄は記入を要しない。また、出身中学校長の証明に代えて中学校の卒業証明書を添付することができる。

8005 満20歳以上特例入学者選抜を志願した者に関する調査書は提出を要しない。

（入学考査料）

8006 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	950円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	尼崎市立は 950円 神戸市立は 300円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（志願変更）

8007 志願者は、願書受付締切後、志願変更の期間内に 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

- (1) 志願変更の取扱期間は、2月28日（金）から3月4日（火）まで（土曜、日曜を除く）とする。受付時間は、全日制については9:00～16:30（3月4日（火）は9:00～12:00）、定時制（多部制を除く）については14:00～19:00、多部制については11:00～19:00とする。
- (2) 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式8のA）を、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第8004項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。この際に志願変更により新たに必要となる書類がある場合には、その書類を添付して提出すること。
なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。
- (3) 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。
- (4) 志願変更の場合の入学考査料については、第4108項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

（選抜方法）

8008 満20歳以上特例入学者選抜を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び作文を実施する。ただし、学力検査については、これを行わない。

8009 面接及び作文は、当該高等学校、学科を志願する動機・理由及び志願者の学ぶ意欲等が判定できる内容とする。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式12に準じて各高等学校が作成する。

8010 面接及び作文の期日は3月12日（水）とし、実施時間は次のとおりとする。ただし、再募集については、第9による。

8:30 ～	集 合
8:40 ～ 8:50	注 意
9:10 ～ 10:00	作 文
10:20 ～	面 接

（入学者選抜実施本部の設置）

8011 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

8012 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

8013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

8014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

面接グループ

8015 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

8016 合否判定委員会は、当該高等学校、学科の特色や教育内容に即して、面接グループの報告に基づき合否の判定を行う。その際、学力検査による受検者の合否の判定を同時に行い、厳正かつ公平な判定となるよう配慮する。

(面接・作文の審査)

8017 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接及び作文の審査に当たり、その結果を総合して判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

8018 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

8019 合格者の発表は、3月19日(水)とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長が決定する。ただし、再募集については、第9による。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(その他)

8020 その他必要な事項については、第1、第4の1及び第4の2による。

(追検査)

8021 満20歳以上特例入学者選抜に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者は、追検査を受検することができる。

8022 追検査の実施期日は、3月26日(水)とする。出願手続等の詳細は、別途定める。

8023 面接及び作文の実施時間は次のとおりとする。

8:40 ～	集 合
8:50 ～ 9:00	注 意
9:20 ～ 10:10	作 文
10:30 ～	面 接

8024 追検査を実施した高等学校長は、合否判定委員会を設け、高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

8025 合否判定委員会は、追検査の結果及び調査書等の諸資料を総合して合否の判定を行う。

8026 合格者の発表は、3月27日(木)までとし、その日時は、高等学校長が決定する。また、発表方法は高等学校長が書面にて受検者に通知する。

第9 定時制の課程の再募集

(再募集)

9001 第1009項によって再募集を行う場合には、高等学校長は再募集に関する届（様式14）を3月19日（水）に所管教育委員会に届け出なければならない。

(出願手続)

9002 再募集により定時制の課程を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、3月21日（金）又は3月24日（月）に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、14:00～19:00とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（3月21日（金））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする）
- (3) その他志願先高等学校長が必要とする書類

なお、満20歳以上特例入学者選抜を志願する者の出願書類については、第8による。

(入学考査料)

9003 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	950円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効）。
市立高等学校	尼崎市立は 950円 神戸市立は 300円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

9004 志願者は、願書受付締切後、志願変更の期間に1回に限り、志願校、志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

- (1) 志願変更の取扱日は、3月25日（火）とする。受付時間は14:00～17:00とする。
- (2) 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式8のA）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第9002項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

- (3) 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

(4) 志願変更の場合の入学検査料については、第9003項による。

県立高等学校間の志願変更の場合は、改めて入学検査料を要しない。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学検査料を納入する。ただし、先に納入した入学検査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学検査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

9005 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

9006 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

9007 中学校長は、志願者の調査書（様式1）を3月25日（火）17:00までに、志願先高等学校長に提出する。

9008 学力検査及び満20歳以上特例入学者選抜における面接等の期日は、3月26日（水）とし、その時間表は次のとおりとする。

(1) 学力検査

8:40 ～	集 合
8:50 ～ 9:00	注 意
9:20 ～ 10:10	検 査 1
10:30 ～ 11:20	検 査 2
11:40 ～ 12:30	検 査 3

なお、検査の内容は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストは含まない）」の5教科とし、各教科100点、総配点500点とする。

(2) 満20歳以上特例入学者選抜における面接等

8:40 ～	集 合
8:50 ～ 9:00	注 意
9:20 ～ 10:10	作 文
10:30 ～	面 接

9009 高等学校長は、別途指示する方法に従って、3月25日（火）に学力検査問題を受領する。

9010 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは学力検査問題等保管責任者2名を定める。

9011 合格者の発表は、3月27日（木）までに、校内に受検番号を掲示して行う。その日時は高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

9012 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、4月3日（木）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

9013 高等学校長は、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会の承認を得て、更に募集を行うことができる。ただし、合格者の決定は、4月末日までに行う。

9014 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

第10 通信制の課程における入学者選抜実施要領

（実施校）

10001 通信制の課程を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- （1）県立青雲高等学校
- （2）県立網干高等学校

（出願資格）

10002 入学を志願することができる者は、令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- （1）本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
- （2）本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

（出願手続）

10003 志願者は、次の書類及び入学考査料を、2月13日（木）、2月14日（金）、2月19日（水）、2月20日（木）又は2月26日（水）に、志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月26日（水）は9:00～15:00）とする。

なお、郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2月13日（木）から2月20日（木）まで）の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- （1）入学願書（様式5のAに準じる）
- （2）調査書（様式1）
- （3）その他志願先高等学校長が必要とする書類

（入学考査料）

10004 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効）。

（選抜方法）

10005 志願者に対しては面接を実施する。

なお、入学者選抜のための学力検査については、これを行わない。

10006 面接日及び場所については、次のとおりとする。

面接日……3月2日（日）及び3月3日（月）

ただし、協力校においては、3月2日（日）のみとする。

場 所……県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校又は次の協力校のうちいずれか1校

県立柏原高等学校、県立洲本実業高等学校

県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校又は次の協力校のうちいずれか1校

県立阪神昆陽高等学校、県立西脇北高等学校、県立豊岡高等学校

10007 面接は、面接グループが実施し、その方法及び時間については、高等学校長が決定する。

10008 合否の判定は、調査書その他必要な書類及び面接の結果を資料とし、これらを総合して行う。

(合格者の発表)

10009 合格者の発表の日時、方法については、高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(再募集)

10010 第1013項によって再募集を行う場合には、高等学校長は再募集に関する届(様式14)を3月12日(水)までに県教育委員会に届け出なければならない。

10011 願書受付、面接日及び面接の場所は次のとおりとする。

(1) 願 書 受 付……3月13日(木)、3月14日(金)、3月17日(月)、3月21日(金)

(2) 面 接 日……3月24日(月)

(3) 面接の場所……県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校
県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校

(その他)

10012 その他必要な事項については、第1、第3、第4の1及び第4の2による。

第11 特別の事情のある者の手続

1 本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続

11101 県内の中学校卒業見込みの者及び卒業者で、本県公立高等学校全日制の課程に入学を志願する者のうち、第4104項等の特別の事情のある者は、「入学志願承認申請書」(様式15)により、志願先高等学校長の承認を得なければならない。

11102 特別事情の内容、添付書類については、〔付1－1〕による。

11103 この件に関する事務手続は、1月10日(金)から2月20日(木)まで(土曜、日曜、祝日を除く。受付時間は9:00～16:30(2月20日(木)は9:00～12:00)とする)志願先高等学校において行う。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1月10日(金)から1月31日(金)までとする。

また、志願先高等学校長へは郵送による申請も可とし、その場合は、2月14日(金)までに必着の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「入学志願承認申請書在中」と朱書すること)。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1月24日(金)までに必着とする。

なお、「入学志願承認書」(様式16)の送付用として490円分の切手(簡易書留料金を含む。返送する入学志願承認書が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形外角形2号封筒(24cm×33.2cm)を同封する。

11104 前項の手続により志願先高等学校長から交付された「入学志願承認書」(様式16)を、入学願書に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

2 県外から本県の公立高等学校全日制の課程を志願する者等の手続

11201 県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等で、本県公立高等学校全日制の課程に入学を志願する者は、「入学志願承認申請書」(様式15)により、志願先高等学校長の承認を得なければならない。(別表3の県外からの入学志願の特例による者、通学区域を定めない高等学校の特色選抜及び外国人生徒にかかわる特別枠選抜を除く)。

11202 特別事情の内容、添付書類については、〔付1－2〕による。

11203 この件に関する事務手続は、1月10日(金)から2月20日(木)まで(土曜、日曜、祝日を除く。受付時間は9:00～16:30(2月20日(木)は9:00～12:00)とする)志願先高等学校において行う。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1月10日(金)から1月31日(金)までとする。

また、志願先高等学校長へは郵送による申請も可とし、その場合は、2月14日(金)までに必着の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「入学志願承認申請書在中」と朱書すること)。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1月24日(金)までに必着とする。

なお、「入学志願承認書」(様式16)の送付用として490円分の切手(簡易書留料金を含む。返送する入学志願承認書が多い場合は、その重量に応じた切手)を貼り、送付先を記入した返信用定形外角形2号封筒(24cm×33.2cm)を同封する。

11204 前項の手続により志願先高等学校長から交付された「入学志願承認書」(様式16)を、入学願書に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

11205 第11203項の事務手続期間終了後に、保護者の転勤等正当な理由が生じ、本県公立高等学校全日制の課程に入学を県外から志願する者(特別出願)は、「特別出願許可申請書」(様式17)を提出し、本県教育長の許可を受けなければならない。

なお、この場合、特別出願許可申請書及び添付書類(第11202項に定めるもの)は2部提出(1部は写しで可)すること。

11206 前項に関する事務手続は、2月21日(金)から3月4日(火)まで(土曜、日曜、祝日を除く。受付時間は、9:00～17:00。ただし、3月4日(火)は9:00～12:00)本県教育委員会事務局学事課で行うこととし、学事課長が内容を審査し、適正と認められたときは、申請者へ「特別出願許可書」(様式18)を交付する。

また、本県教育長へは郵送による申請も可とし、その場合は、2月21日(金)から2月26日(水)までに必着の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「特別出願許可申請書在中」と朱書すること)。

なお、「特別出願許可書」(様式18)の送付用として790円分の切手(速達及び簡易書留料金を含む)を貼り、送付先を記入した返信用定形外角形2号封筒(24cm×33.2cm)を同封する。

申請者は交付された特別出願許可書を、入学願書提出時に志願先高等学校長に提出しなければならない。

11207 中学校長は、次の(1)～(4)の書類を、下表に従って提出する。

書 類		月 日	時 間		提出先
			全日制	定時制	
(1)	第4107項の書類 (入学願書等) ＜郵送可＞	2月25日(火)	9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
		2月26日(水)	9:00 ～ 16:30		
		2月27日(木)	9:00 ～ 12:00		
(2)	第4110項の書類 (志願変更願等) ＜郵送不可＞	2月28日(金)	9:00 ～ 16:30		
		3月3日(月)	9:00 ～ 16:30		
		3月4日(火)	9:00 ～ 12:00		
(3)	調査書(様式1) ＜郵送可＞	3月5日(水)	9:00 ～ 16:30		
		3月6日(木)	9:00 ～ 16:30		
(4)	学年学習評定一覧表 (様式2) ＜郵送可＞	3月5日(水)	9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00	志 願 先 高等学校
		3月6日(木)	9:00 ～ 16:30	14:00 ～ 19:00	
		3月5日(水)	9:00 ～ 17:00		神戸市教委 各教育事務所 高校教育課
		3月6日(木)	9:00 ～ 17:00		

※ 第4109項に定める特別出願により出願する場合、(1)の書類の受付期間は、3月3日(月)及び3月4日(火)、受付時間は、全日制については9:00～16:30とし、定時制については14:00～19:00とする。その際、第4107項(4)の入学志願承認書に代えて特別出願

許可書を提出する。

11208 前項(1)～(4)の書類は、中学校長が志願先高等学校長に提出する。

前項(4)の書類は、志願先高等学校長への提出分とは別に、兵庫県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、兵庫県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。ただし、通信制の課程及び過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、前項(4)の書類は、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成する。

前項(3)、(4)の書類を郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、簡易書留にしなければならない。

第12 本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続

12001 本県から県外の公立高等学校に入学を志願する者は、志願先高等学校の所在する都道府県教育委員会の定めるところにより手続を行う。

12002 前項の手続により本県教育長の証明等を必要とする書類がある場合は、その書類を、各中学校が所在する地域の県教育委員会教育事務所に提出しなければならない。ただし、神戸市内に所在する各中学校の場合は、本県教育委員会事務局学事課長に提出しなければならない。

別表1 評 定 換 算 表

● 「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、
「外国語」（5教科）

評定点	換算点
25	100
24	96
23	92
22	88
21	84
20	80
19	76
18	72
17	68
16	64
15	60
14	56
13	52
12	48
11	44
10	40
9	36
8	32
7	28
6	24
5	20

● 「音楽」、「美術」、「保健体育」、
「技術・家庭」（4教科）

評定点	換算点
20	150
19	142.5
18	135
17	127.5
16	120
15	112.5
14	105
13	97.5
12	90
11	82.5
10	75
9	67.5
8	60
7	52.5
6	45
5	37.5
4	30

別表2 隣接区域（第4304項関係）

- 下表に掲げる市区町に居住する者は、隣接区域にある高等学校を出願することができる。

居住市区町	隣接区域	高等学校名
神戸市北区	西宮市	鳴尾、西宮市新設校、西宮南、西宮、西宮今津、市立西宮、市立西宮東
	三田市	北摂三田、三田西陵、三田祥雲館、有馬
	三木市	三木、三木市新設校
神戸市西区	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
	三木市	三木、三木市新設校
西宮市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸市北区新設校
三田市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸市北区新設校
	三木市	三木、三木市新設校
明石市	神戸市西区	神戸市西区新設校、神戸高塚
	淡路市	津名、淡路
淡路市	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
三木市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸市北区新設校
	神戸市西区	神戸市西区新設校、神戸高塚
	三田市	北摂三田、三田西陵、三田祥雲館、有馬
高砂市	姫路市	姫路別所、姫路西、姫路飾西、姫路市新設校、姫路東、香寺、市立姫路、市立琴丘、市立飾磨
姫路市	高砂市	高砂、高砂南、松陽
神河町	朝来市	生野、和田山
朝来市	神河町	神崎

別表3 県外からの入学志願の特例（第11201項関係）

- 下表に掲げる対象地域に保護者とともに居住している者は、同表に掲げる高等学校を出願することができる。ただし、複数志願選抜を実施する学科を志願した場合は、第1志望のみ志願可能とする。

対象地域	高等学校名
岡山県美作市のうち平成17年3月31日合併前の英田郡大原町及び東栗倉村	佐用
岡山県英田郡西栗倉村	

〔付 1－1〕 第 11 の 1 による特別事情について〔県内〕

特 別 事 情 の 内 容					必 要 書 類							
					A	B	C	D	E	F		
1	保護者と共に転居し、転居先の学区の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居			○						
		(2)	借家・社宅等へ転居				○					
		(3)	親族等の家に同居		○			○				
		(4)	空家（持家）への転居						○			
2	保護者と別居しており、転居により同居し、保護者が居住する学区の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居		○							
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合			○				
				イ	借家・社宅等				○			
				ウ	親族等の家に同居		○			○		
3	家庭事情等のため、本人の親族のもとに居住し通学している者が、その学区の高等学校を受検する場合									○		
4	養子縁組をしているが、実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の学区の高等学校を受検する場合				中学校長が家庭事情等を説明する副申書							
5	上記に当てはまらない場合		志願しようとする高等学校に事前に連絡									

<承認申請に必要な添付書類一覧>

A・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）（3か月以内のもの）

ただし、領収書等に住所が記載されていない場合、親族等又は保護者の住民票記載事項証明書を併せて提出（令和6年12月1日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）（様式6）

B・・・ 転居先及び令和7年4月7日までに転居できることを証明する書類（建築検査済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）

ただし、住宅建築事情等によりやむを得ない場合は、8月31日までとする。

※名前、転居先住所、入居予定日がわかる書類であれば、代用可

C・・・ 転居先及び令和7年4月7日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用賃借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）

D・・・ 親族等の同居承諾書

E・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書

なお、持家を他人に賃貸中の場合は、令和7年4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書

F・・・ 養育依頼書及び承諾書

ただし、親権者からの依頼が難しい場合は、中学校長が家庭事情等を説明する副申書

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

なお、郵送の場合は、（写）としている書類に「原本と相違なし」と記入し、申請書に記載の保護者が名前を署名した上で送付すること。

※ 推薦入学・特色選抜と学力検査を同じ学校に出願する者が、同一日に申請手続を行う場合は、原本を必要とする添付書類について、1部はコピーで可とする。

なお、郵送の場合も同様とする。

〔付 1－2〕 第 11 の 2 による特別事情について〔県外〕

特 別 事 情 の 内 容				必 要 書 類						
				A	B	C	D	E	F	G
1	保護者と共に転居し、転居先の県内の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居	○		○				
		(2)	借家・社宅等へ転居	○			○			
		(3)	親族等の家に同居	○	○			○		
		(4)	空家（持家）への転居	○					○	
2	保護者と別居しており、転居により保護者が居住する県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居	○	○					
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合	○		○		
			イ	借家・社宅等	○			○		
			ウ	親族等の家に同居	○	○			○	
3	外国に居住しているが、帰国により県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者と共に帰国	・上記 1 に同じ （ただし、住民票記載事項証明書は除く） ・本人及び保護者の在留先・在留期間を証明する書類 （海外在留証明書、会社が発行する辞令等）						
		(2)	本人のみの帰国							○
4	県内に保護者と共に居住し県外の中学校へ通学している者及び中学校卒業程度認定試験合格者が県内の高等学校を受検する場合			○						
5	養子縁組をしているが、県外の実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の県内の高等学校を受検する場合		・本人・養父母の住民票記載事項証明書（様式 6） ・中学校長が家庭事情等を説明する副申書							
6	上記に当てはまらない場合		志願しようとする高等学校に事前に連絡							

<承認申請に必要な添付書類一覧>

A・・・ 本人及び保護者の現住所の住民票記載事項証明書（様式 6）
（令和 6 年 12 月 1 日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）

B・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）
（3 か月以内のもの）
ただし、領収書等に住所が記載されていない場合、親族等又は保護者の住民票記載事項証明書を併せて提出（令和 6 年 12 月 1 日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）（様式 6）

C・・・ 転居先及び令和 7 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（建築検査済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
※名前、転居先住所、入居予定日がわかる書類であれば、代用可

D・・・ 転居先及び令和 7 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用賃借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）

E・・・ 親族等の同居承諾書

F・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書
なお、持家を他人に賃貸中の場合は、令和 7 年 4 月 6 日までに退居する旨の賃借者の承諾書

G・・・ a 在留先・在留期間を証明する書類（海外在留証明書 等）
b 身元引受依頼書及び承諾書
c 身元引受人の住民票記載事項証明書（様式 6）

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

なお、郵送の場合は、（写）としている書類に「原本と相違なし」と記入し、申請書に記載の保護者が名前を署名した上で送付すること。

※ 推薦入学・特色選抜と学力検査を同じ学校に出願する者が、同一日に申請手続を行う場合は、原本を必要とする添付書類について、1 部はコピーで可とする。

なお、郵送の場合も同様とする。

〔付２〕書類作成上の一般的注意

- 1 文字は楷書で書くこと。
- 2 文字を訂正又は追加したときは、訂正又は追加箇所に中学校長の私印を押すこと。
なお、志願者又は保護者が自書した箇所の訂正又は追加については、志願者又は保護者の私印でもよい。
- 3 記入した文字を消すときは、二重線を引き、その上に中学校長の私印を押すこと。
なお、志願者又は保護者が自書した文字を消すときは、志願者又は保護者の私印でもよい。
- 4 全日制の課程・定時制の課程、生年月日の年号、卒業・卒業見込み等については、該当する項目を○で囲むか、不要な項目を削除又は二重線を引く等、適切に記入すること。

〔付３〕学年学習評定一覧表（様式２）の在籍者等の欄の記入例

	５段階評定をした数 A	５段階評定をしなかった数 B	在 籍 者 数 C = A + B	５段階評定をした後 転入出した数 D	現 在 籍 者 数 E = C + D
通常の学級	260名	3名	263名	-1名	262名
特別支援学級	1名	3名	4名	0名	4名
休学その他		1名	1名		1名

- (1) 在籍のまま施設等に入っている生徒の場合は、「休学その他」の欄に記入する。
- (2) 「特別支援学級」、「休学その他」の欄は、通常の学級の外数として記入する。
- (3) D欄は５段階評定をした後の転入出について記入するもので、転入者数に「+」、転出者数に「-」をつけて記入する。

〔付４〕入学者選抜に関する問い合わせ先

- 1 入学志願承認申請書及び特別出願許可申請書について

県教育委員会事務局 学事課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号 電話 078-341-7711 内線 5676、5677 ※令和６年１１月上旬に下記住所に移転します。 〒658-0081 神戸市東灘区田中町５丁目３番２３号 (電話番号に変更はありません。)
志願先高等学校	—

- 2 調査書、学年学習評定一覧表等について

所 管 教 育 事 務 所	阪神教育事務所 教育振興課	〒662-0854 西宮市櫛塚町２番２８号 電話 0798-39-6153
	播磨東教育事務所 教育振興課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97 番地の 1 電話 079-421-9317
	播磨西教育事務所 教育振興課	〒670-0947 姫路市北条 1 丁目 98 番地 電話 079-281-9585
	但馬教育事務所 教育振興課	〒668-0025 豊岡市幸町 7 番 11 号 電話 0796-26-3774
	丹波教育事務所 教育振興課	〒669-2341 丹波篠山市郡家 451 番地 2 電話 079-552-7486
	淡路教育事務所 教育振興課	〒656-0021 洲本市塩屋 2 丁目 4 番 5 号 電話 0799-26-3205
神戸市教育委員会 学校教育課		〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3-3 電話 078-984-0715
県教育委員会事務局 高校教育課		〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 電話 078-341-7711 内線 5736、5743 ※令和 6 年 11 月上旬に下記住所に移転します。 〒658-0081 神戸市東灘区田中町 5 丁目 3 番 23 号 (電話番号に変更はありません。)

〔付5〕

令和 7 年 度
兵庫県公立高等学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表

1 推薦入学及び特色選抜等に関するもの

事項 \ 項目	期 限	作成者又は 発 行 者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項	令和6年11月8日(金)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手続	自 1月10日(金) 至 1月31日(金)16:30まで	志 願 者	当 該 高 等 学 校 長
願書受付、志願理由書	自 2月3日(月) 至 2月5日(水)12:00まで	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	当 該 高 等 学 校 長
推薦書及び調査書	自 2月3日(月) 至 2月5日(水)12:00まで	各 中 学 校 長	当 該 高 等 学 校 長
志願者数報告、掲示	願書受付期間中	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
面接・適性検査等	2月17日(月) ※一部の学科は2月18日(火)も (備考参照)		
合 格 者 の 発 表	2月21日(金) 14:00～15:00 (備考参照)	各 高 等 学 校 長	合 格 者 当 該 中 学 校 長
志願者数、受検者数 及び合格者数報告	2月28日(金)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
調 査 報 告	2月28日(金)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
学年学習評定一覧表	自 3月5日(水) 至 3月6日(木) 神戸市教委、各教育事務所は 17:00まで 志願先高等学校全日制は16:30 まで、定時制は19:00まで	神戸市立中学校長	当該高等学校長及び 神 戸 市 教 育 長
		県内公立中学校長	当該高等学校長及び 各 教 育 事 務 所 長
		国立・私立中学校長 国公立特別支援学校長 県 外 中 学 校 長	当該高等学校長及び 県教委高校教育課長
	3月11日(火)	神 戸 市 教 育 長 各 教 育 事 務 所 長	県教委高校教育課長

備考 2月18日(火)に面接・適性検査等を実施する学科等の一覧

学 校	学科等	面接・適性検査等	合格者の発表
県立西宮高等学校	音 楽	2月17日(月)・18日(火)	2月21日(金)
県立宝塚北高等学校	演 劇	2月18日(火)	

2 学力検査に関するもの

項目 事項	期 限	作 成 者 又 は 発 行 者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項	令和6年11月8日(金)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手續	自 1月10日(金) 至 2月20日(木)12:00まで	志 願 者	当 該 高 等 学 校 長
特別出願許可申請の手續 (入学志願承認済の者は不要)	自 2月21日(金) 至 3月4日(火)12:00まで	志 願 者	県 教 委 学 事 課 長
願 書 受 付	自 2月25日(火) 至 2月27日(木)12:00まで (定時制は19:00まで) 特別出願 自 3月3日(月) 至 3月4日(火)16:30まで (定時制は19:00まで)	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	願書提出先高等学校長
志 願 変 更 受 付	自 2月28日(金) 至 3月4日(火)12:00まで (定時制は19:00まで)	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	願書提出先高等学校長
志願者数報告、掲示	願書・志願変更受付期間中	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
調 査 書	自 3月5日(水) 至 3月6日(木)16:30まで (定時制は19:00まで)	各 中 学 校 長	当 該 高 等 学 校 長
学年学習評定一覧表	自 3月5日(水) 至 3月6日(木)	神戸市立中学校長	当該高等学校長及び 神 戸 市 教 育 長
	神戸市教委、各教育事務所は 17:00まで	県内公立中学校長	当該高等学校長及び 各 教 育 事 務 所 長
	志願先高等学校全日制は16:30 まで、定時制は19:00まで	国立・私立中学校長 国公立特別支援学校長 県 外 中 学 校 長	当該高等学校長及び 県教委高校教育課長
	3月11日(火)	神 戸 市 教 育 長 各 教 育 事 務 所 長	県教委高校教育課長
問 題 受 領	3月11日(火)		各 高 等 学 校 長
学 力 検 査	3月12日(水)		
合 格 者 の 発 表	3月19日(水)	各 高 等 学 校 長	合 格 者
学力検査調査報告	3月24日(月)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長

※1 定時制の課程の再募集の日程

願 書 受 付	3月21日(金)・3月24日(月)	志 願 変 更	3月25日(火)
学 力 検 査	3月26日(水)	合格者の発表	3月27日(木)まで

※2 多部制における募集及び通信制の課程の募集については本文による。

令和7年度 兵庫県公立高等学校入学者選抜の主な日程

推薦入学及び特色選抜等に関するもの	月 日 等	学力検査に関するもの
各高等学校募集要項 県外・県内からの入学志願承認申請の手続	11月8日(金) 提出先 志願先高等学校 ↑ 1月10日(金)から ↓ 2月20日(木)12時まで (推薦入学及び特色選抜は 1月31日(金)16時30分まで) 提出先 県教育委員会学事課 ↑ 2月21日(金)から ↓ 3月4日(火)12時まで	各高等学校募集要項 県外・県内からの入学志願承認申請の手続 特別出願許可申請の手続
願 書 受 付 面接・適性検査等 合 格 者 の 発 表	↑ 2月3日(月)9時から ↓ 2月5日(水)12時まで 2月17日(月) ※一部の学科は2月18日(火) 2月21日(金)14時～15時	
	↑ 2月25日(火)から ↓ 2月27日(木)12時まで ※定時制は19時まで ↑ 2月28日(金)から ↓ 3月4日(火)12時まで ※定時制は19時まで 3月12日(水) 3月19日(水)	願 書 受 付 志 願 変 更 受 付 学 力 検 査 合 格 者 の 発 表
	↑ 3月21日(金)または ↓ 3月24日(月)19時まで 3月25日(火)17時まで 3月26日(水) 3月27日(木)まで	定時制再募集 願 書 受 付 志 願 変 更 受 付 学 力 検 査 合 格 者 の 発 表

多部制(Ⅰ期試験、Ⅱ期試験)については、当該高等学校の募集要項を参照してください。